

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月18日
管理表No.	0309-15 改訂00

項目	コメント内容
廃棄施設 (第一条)	事業許可申請書本文P36に廃液槽の最大保管廃棄能力という記載があるが、この廃液槽とはどこか。説明すること。

(回 答)

事業変更許可申請書において、廃液槽として次のとおり記載している。

<p>へ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(iv) 廃液槽の最大保管廃棄能力</p> <p>廃棄物貯蔵室は、固体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p>

この記載の考え方は、申請書の記載要求として、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第二条（使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）に定めがあり、そのため、リサイクル燃料備蓄センターでは、液体廃棄物をドラム缶に封入後保管廃棄することとし、その最大保管能力の観点から、上記のとおり記載している。

実態としては、リサイクル燃料備蓄センターに液体廃棄物を保管廃棄するタンクのような廃液槽と呼称する設備はなく、液体廃棄物を保管する設備は、固体廃棄物と同様に保管する旨、事業許可申請書に記載し、その保管廃棄方法については、貯蔵規則第三十五条（事業所において行われる廃棄）第五項ハにおいて、許容されている。

なお、必要があれば、以下のとおり今後の事業変更許可申請において記載を適正化する。

<p>へ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(iv) 廃液槽の最大保管廃棄能力</p> <p>廃液槽を設置しないので該当なし。</p> <p>(vi) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力</p> <p>廃棄物貯蔵室は、固体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p>

以上